

試験

- ・持ち込み可
- ・法律なんか内容変わるので覚えても仕方ない
- ・知識は問わない。
- ・2問

1問目は、授業で扱った事例について出す。

授業中、口で説明したことを自分で書けるようにする。

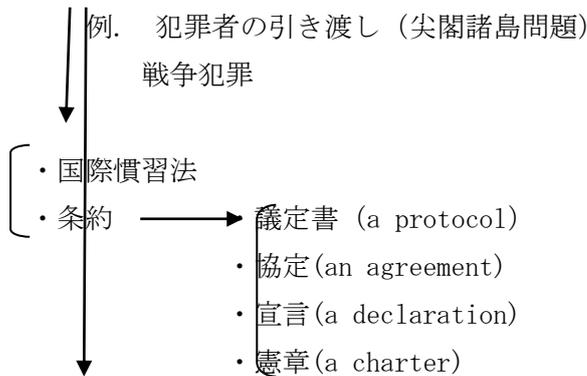
2問目は、幅広く、具体的な事例ではなく抽象的な問題を聞きます。 とのこと。

10月13日（松永のシケプリ）

1. イントロダクション

まずこの講義は**国際法と国内の関わり**、というものである。つまり俺に求められるのは、国際法の条文に注目しそれと国内法との対比である。

国際法；国家間関係を規律する法規範



(1) 国内法令外における適用範囲・根拠や、裁判権の限界についての規律。

日本の法律は日本の外（領土・領海・領空）でどれほどの効力を持つのか？

例. Sea shepard の問題

→捕鯨が行われたのは南極洋（=公海）

捕鯨船は日本の船、日本人

シーシェパードは船がオランダなどに登録

船員はニュージーランド人など

（代表：オル・ワトソンはカナダ人）

シーシェパードに攻撃されても日本は日本の法律を適用して罰則を科すことはできない

しかし、船の上ならば日本の法律を適用できる。

→国内法令外における適用！

※オル・ワトソンには**国際逮捕状**が出されている。



例えば日本が出すとすると、日本で裁判起こしたいから別の国で捕まえて日本に送ってくれ、っていう内容。インターポールを通じて日本の逮捕状を各国に廻す。

(2) 国際法の国内的効力＝憲法 98 条に由来する。

例. 森川キャサリン事件

外国人登録法 14 条 ←自由権規約 7 条

この場合、外国人に外国人登録法 14 条によって義務付けられていた指紋捺印制度が B 規約 7 条にいう“品位を傷つける”取扱いなのか、を争った。

結果、品位を傷つけるまでではないという結論に至り、原告は敗訴した。

例. 二風谷ダム事件

土地収用法 20 条 ←自由権規約 27 条

問題の土地はアイヌの聖地であり、それを無視することは自由権規約 27 条に違反し、つまり憲法 98 条により土地収用法 20 条による建設は無効ではなかろうか、という話。

結果は原告が勝訴。

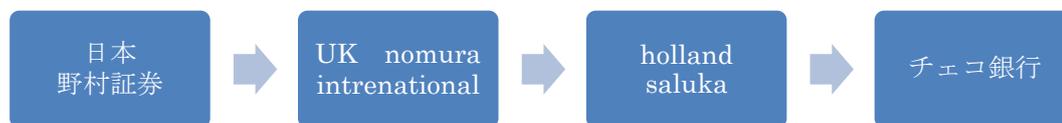
つまりこの場合、土地収用法に基づく建設は自由権規約に反するという判決がでたのである。これはかなり画期的な判決らしい。

この判例が、日本においては国内法と国際法との整合性が常に問われ続けているのだということがわかるものである。

(3) 私人を当事者とする国際紛争

つまりこれまでではなかなか見ることのできなかつた、個人（企業） v s 国家、という紛争が生じているのである。

例. サルカ投資機構（野村証券） v s チェコ政府



※サルカは野村証券が

作ったペーパーカンパニー。

チェコでは saluka が様々ないやがらせにあう。

なぜなら、チェコにある銀行四つはもともと一つの国営銀行であり、チェコ国民、政府は突然やってきて、もとは国営銀行の一つであった銀行を買収したその会社が気に入らなかったからだ。

Saluka が買収したチェコ銀行は結局相次ぐ取り付け騒ぎや、政府の支援断絶（もともと社会主義国の一つしかない銀行だから殿様経営で経営状況は悪かったため支援が欠かせなかった。）を受け倒産してしまう。

それに対し nomura international がチェコ政府を相手取り訴えを起こし、勝訴した。

元来、私人が公的なものに訴えを起こすことはできない。

しかしそこに二国間条約があった。

つまりオランダとチェコの間には、互いの投資を公平に対処し、紛争の時は公平に解決しようという取り決めがあった。

だから saluka は国相手に裁判ができたのである。

つまり、国際的な取り決めが私人を当事者とする国際紛争を可能とした。

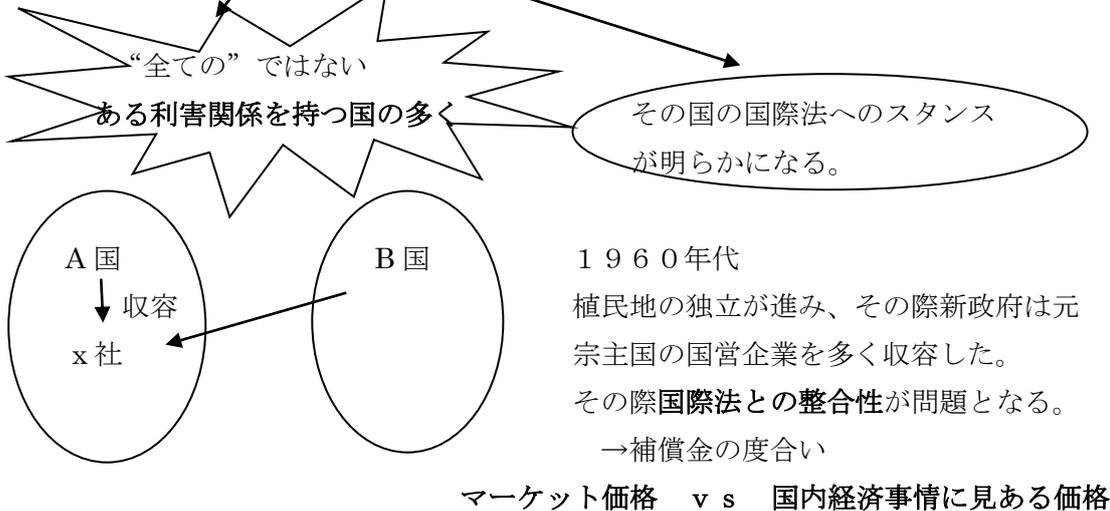
2. 国際法の成立要件

ここでは特に慣習国際法に注目する。

A. 一般慣行

…ある行為が多くの国によって広く反復、継続して行われていること。

← 国家の国際社会での発言や外国的な主張（書簡など）、
または国内での国会答弁（国会議事録）



※しかし慣習法として、そのような場合に国内経済事情に見合う価格が当然とされているわけではない。

＝一方の側（旧植民地側）に限る。

そのため、双方の立場を加味した内容が必要となるのである。

B. 法的確信

…一般慣行が礼儀として行われているのではなく、法的な根拠に基づいて（国際法上）認められた権利（義務）として行われている。

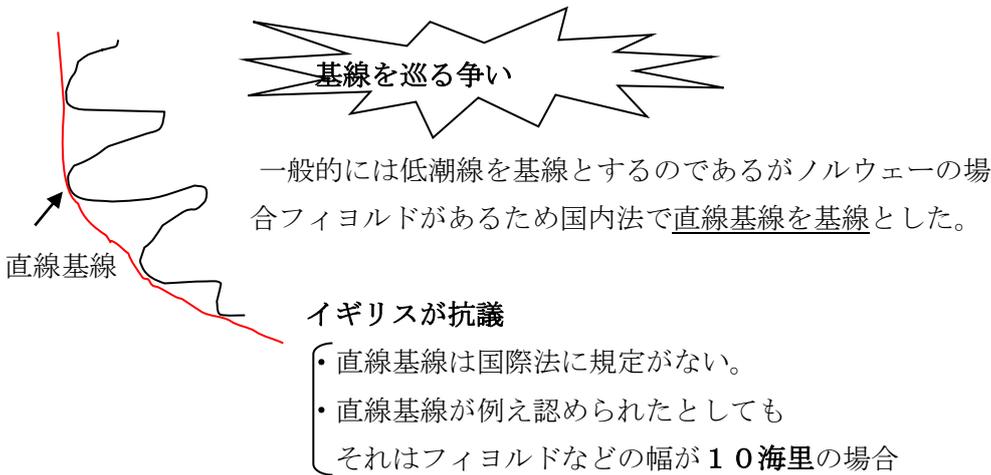
☆ A、Bが満たされると
慣習法としての要件が満たされたのであり
全ての国がそれを守らなければならない。

「一貫した反対国」理論

(persistent objector)

慣習法化以前から一貫して反対してきた国はその法に拘束されない。

例) ノルウェー漁業事件



国際司法裁判所の判断

10海里を原則としている国はあるが、それはまだ慣習法とはなっていない。
加えて10海里というルールにノルウェーはかねてから反対しているのでそれをノルウェーには適用できない。
→一貫した反対国理論

※どうやって一貫して反対の基準が定まるのか？

→そもそも国家が自ら「一貫して反対」の文脈を使ったことはない。

私は一貫して反対してきた！と主張するということは、その法が慣習法であるということを自ら認めることである。

よって、その法はもともと慣習法ではない！と主張する。

<弓ちゃんの見解>

理論的に考えると

その反対する国は、明らかに反対する対象である

特定の問題に対して利害関係があるのだから、

それはつまり一般慣行に反しており

そもそも議論の前提が間違っていると考えられる。

「一貫して反対」理論は根底から間違っているのでは？

=上記と同じように

反対という時点で利害関係がある。

つまり反対勢力が存在し、合意が成立していないのであるから

その理論を適用とする法律は国際法となりえてない可能性がある。

3. 国際管轄権

↑ →立法、司法、執行管轄権

属地主義を基本とする。

; 国内で適用する

ただし国家元首や外務大臣、外交官は免除。

・免除の範囲は？

公務員のどこまで免除するのか。

例) ある作戦で、拷問を黙認していた米国のラムズフェルド国防長官と CIA 長官を告訴しようとする動きがドイツでおこる。

→失敗

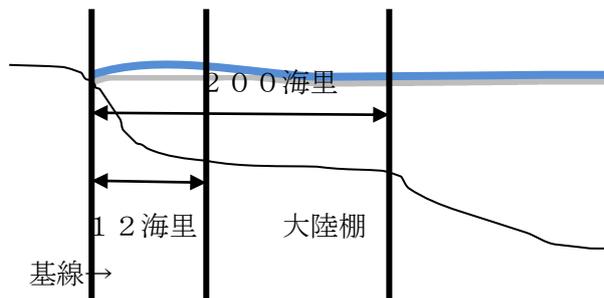
・本当に免責していいのか。

すべてにおいて免責することは良識的に考えてどうだろうか。

例) 国家元首が拷問や虐殺を指導

☆自国領域外で行われた行為に対する管轄権行使。

(1) EEZ、大陸棚



問 日本の EEZ、大陸棚で外国船舶が事前の申請なしに海洋調査を行っていたら、海上保安庁はなにができるか。

まず何をするか

海洋調査の内容を整理する。

(漁業、鉱業、それとも科学?)

a. 漁業の場合

↑ 海洋法条約 73条1項

に基づき必要な措置をとることができる。

(=船に乗り込んで調査し、違法操業と分かれば拿捕して日本に連行し、日本で裁判にかけることができる。)

国内法の支え

; 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律 3条1項

b. 鉱業の場合

海洋法条約7条1項

に基づくが、措置については特別に規定がない。

しかし同じ**主権的権利**を有するという規定があり、

加えて動き回る漁業資源に認められるなら、**密着性が強く**、“資源”としての性格がより強い**鉱物資源**にも認められることは自明。

しかし**資源調査**に関しては**拿捕**できない。

← 鉱業法の穴

；**探掘**されていない状態について考えていない。

c. 科学調査の場合

海洋法条約246、253条

(沿岸国の同意) (停止要求をする権利)

つまり規制はできるが、罰則などを課すことはできない。

それに関する国内法が存在しない。

(=海上保安庁は何もできない)

まとめ、

国際法上の問題を考える場合は
それが何の問題なのかを整理する必要がある

10月20日 (文責: 風早)

前回の補足。

	国際法	罰則	国内法(日本)	罰則
鉱物探査	類推解釈	○	鉱業法では探査規制なし	×
生物探査	73(1)	○	漁業法	○
科学調査	253(1)停止要求	拿捕・裁判は×	法律なし。ガイドラインのみ	×
軍事調査	規定なし			

↑アメリカは規定がないから自由にやってよいとした。

人が行動する場合に、行政が制限をかける場合には、必ず法律上の根拠が必要。

国際法だけではだめ。

憲法 > 国際法 > 法律

という順番にあるんだから、国際法に規定があれば、いいんじゃない？

but これは、抵触した場合の順位を示すに過ぎない。

国際法は、国々の最大公約数についてのみ書いてある場合が多く、罰則は各国に任されるのが普通。

日本の主張する EEZ で中国が調査・違反をしている

→ 鉱業法などの改正を検討している。

ただし、改正して、経産大臣の許可が必要になっても、中国の政府船舶が調査を行っている場合が多い。

→ 海洋法条約 96 条に引っ掛かる可能性がある。

船が何をしているのか（鉱物調査か科学調査か）を外から判断することはできない。

→ 商業的な利用なのかが分からず法律の適用が実際には困難。

■海洋法条約 96 条「国が所有し又は運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるものは、公海において旗国以外のいずれの国の管轄権からも完全に免除される。」

58(2)「第 88 条から第 115 条までの規定…は、排他的経済水域について適用する。」

じゃあ、日本政府の委託を受けて調査をしている場合は、96 条の保護を受けられる？

次のような例も。

実例) 商業用の船を政府が「資源探査」を目的に買い上げたが、商業目的だとバレバレなので科学調査と言いはれず、結局使えずに放置されている。もったいないよねー。

A 国船 x 号は、B 国の EEZ で無許可の違法操業をしていた C 国漁船に同 EEZ 内の洋上で燃料を給油した。産業が少ない B 国においては、漁船の燃料消費および燃料輸入に課す税が重要な財源となっており、税金を支払わないままに洋上給油をする行為を脱税として禁止する法律を持っていた。B 国は同法違反で x 号を拿捕した。B 国の行為は国際法上どう評価されるだろうか？

(実際は、B:ギニア、A:セント・ヴィンセント、X 号:サイガ号)

国際海洋法裁判所 (ITLOS) の判断

ギニアは関税法違反で捕まえたと主張するが、関税に関する権限は EEZ では認められていない。

but ギニアは、違法操業の幫助として X 船を訴えれば、勝っていた可能性が高い。

2001 年、奄美大島沖 EEZ 内で停船命令を無視して逃走した「不審船」に対して、海上保安庁は漁業法違反（立入検査忌避罪）の容疑で拿捕せんとし追跡を行った。この行為はどのように評価されるだろうか？

この漁船は、漁をしている様子が全くなかった。日本は漁船であることを理由に、引きとめて質問しようとした。しかし、日本側も、漁業をしているわけではないことを認識し、工作船だと考えて、形式的な「漁船」を理由に追いかけた。

→ 実際に、北朝鮮が工作船だと主張することはないので問題はないけどね笑

でも、どういうケースまで、追いかけて行っていいかどうかは考えなければならない問題。

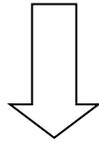
10月27日（文責：松永）

5. 実際の紛争に注目して、国際法を考える。

(a) 北方領土で日本の漁船がロシアの国境警備隊により拿捕される。乗組員、船は国後島に抑留されている。船員 and /or 船体を返還させる手段。

○基づく条約は
海洋法、73条

→ 返還には合理的な保証金または他の保障の提供の必要



これを要求すると

その海域がロシアの EEZ と認めることとなる。

(←海洋法が対象と規定しているのは、EEZ に他国の船舶が侵入してきた場合にその EEZ を所有する国がその船舶に対して取れる措置。よって日本がロシアにその手続きを踏むと、その海域がロシアの EEZ と認めることが前提となる。)

よって日本の主張は
そこは我が国の EEZ であり、そこで我が国の船舶の乗組員を拿捕するのは間違っている
となる。

(b) 第88 豊進丸事件

○事件の概要

ロシアの EEZ でロシアに許可をもらい鮭をとっていた日本船舶がロシアの調査を受け、ロシアの国内法に反しているとわかり、逮捕されてしまった事件。漁獲が制限されている紅鮭を密漁し、それを白鮭と虚偽の報告をしていた。



ロシアの国内法手続きだと時間がかかる。
(船員やら船舶やらの抑留が続く)



お金を払って釈放してもらおうほうが日本にとって得
(裁判中に解放、ってこと)

よってこの事件は
2000万ルーブル（1億2千万）を要求するロシアとそれを合理的な金額でないと主張する日本の争い。
実際に本人がロシアの法廷に立つことはなく合理的な金を罰金の先取りとして払う。

(c) 第53 富丸事件

○事件の概要

ロシアの EEZ で違法操業をしていた日本の船舶がロシアに拿捕される。何もライセンスが今回はなかったため完全な違法操業。

2006 年 10 月 31 日 逮捕

 速やかでない！！

2007 年 7 月 6 日 釈放を求め訴え

7 月 25 日 ロシアで国内法判決
(罰金と船没収)



異例な速さの手続き！

→そのため日本がとった手続きが意味なくなる。

海賊行為について考える

(d) マラッカ海峡での海賊行為は海賊か？

マラッカ海峡では海賊が絶えないがそれらはシンガポール、マレーシアの領海内で起こっている。

 海洋法条約 101 条
→海賊とは公海で行われるものである。
海賊ではない！！

よって勝手に日本などの巡洋艦が勝手に逮捕するなどはできない
(=マレーシアの領海ならマレーシアが取り締まるしかない。)



条約；マラッカ海峡で起こる海賊行為を各国で取り締まろう
ができ、沈静化した。

※沈静化したのは、スマトラ沖地震で多くの海賊が被害を受けたからという説もある。

(e) アギレ・ラウロ号事件

○事件の概要

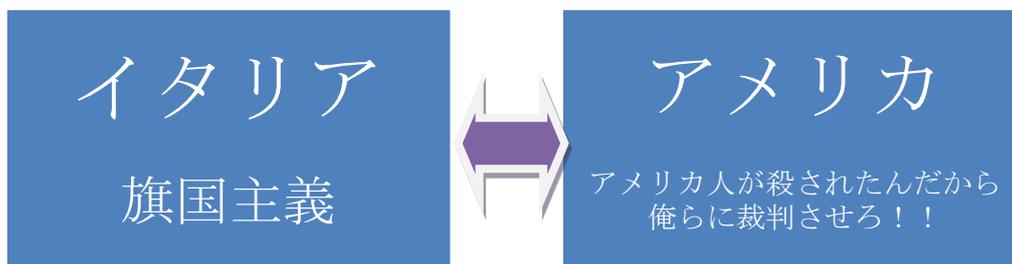
公海をクルーズ中のイタリアを船籍とする同船舶でパレスチナ解放戦線の男が蜂起、船を乗っ取り、イスラエル政府に拘束された戦線の解放を求める。イスラエルがこれを拒むと乗客のユダヤ系アメリカ人を殺害。いずれの国がこのテロリストを罰せるか？



海洋法条約 9 2 条 1 項；旗国主義

に基づくと

この事件は一つの船の中で起きている以上、その船の中で取り締まる必要。
つまりこの場合はイタリアが刑罰を科すこととなる。



結局イタリアが刑罰を科すしかなかったのだが
この事件の後旗国主義に反省が起こる

(f) シーシェパードは海賊か？

○調査捕鯨中の日本船舶にシーシェパードの船（イギリス船籍）から劇薬が入った瓶が投げつけられ、日本船乗員がけが。他にもプロペラへのロープ投下、発煙筒投入、体当たりなどの行為。

ここで問題となるのは海洋法条約 10 1 条の“私的目的”の語句



シーシェパードの妨害行為は果たして私的目的なのか？？

どうい場合が私的目的にあたるのかという議論が続いている。

攻撃の対象が日本に特定されているため、取り締まる国を広くする必要がないから海賊と扱えるのではないか？という説もある。

ただ現状日本政府も公式には海賊と扱っていない。



やはり私的目的と言えるかがかなり微妙であり、かつ海洋法条約の対象が船舶の場合は内にある場合と特定しており、彼らは船の外から妨害してる。

例外；アディーギル号事件

シーシェパードのスタッフが日本船舶に乗り込んできて暴れる。

海上保安庁職員によりただちに逮捕される。

それができたのは船舶の中で旗国主義により日本の刑法が使えたから。



シーシェパード代表にも逮捕状

(共謀罪による＝乗り込んできた人たちとグルだ！)

11月10日（以下、文責：風早）

2. 他国領域も含めて自国領域外で行われた行為に対する司法管轄権行使

保護主義

内乱、外患誘致、通貨偽造など、国家の安定を覆す行為に対し、司法管轄権を行使できる

積極的属人主義

国家ではなく個人に対する攻撃。日本国民が海外でなにか犯罪をした場合、帰国後日本で裁く。属地主義と対立する。すべての罪に対して積極的属人主義が採られるわけではない。特に軽い罪ではこの立場を採らない。

消極的属人主義

TAJIMA 号事件

T 号はパナマ国籍。日本に向けて貨物を運んでいた。航行中に公海上で殺人事件発生。加害者がフィリピン人で被害者が日本人。とりあえず加害者を部屋に閉じ込めた。日本に到着し、船長は容疑者を日本に引き渡したかった。

→日本は容疑者を引き取れるだろうか？

パナマが裁判できることは明らか。←旗国主義

フィリピンも裁判ができる。←積極的属人主義

注) 旗国主義では、公海上で海賊以外の船を拿捕できるのは旗国に限るとしているが、それは拿捕等に限るのであって裁判はほかの国でも可能とされている。

→しかしこの場合、日本で裁く法的根拠がなかった。

日本は、フィリピンに連絡して、いったん身柄を拘束した後フィリピンに引き渡し、その後フィリピンで裁判をしてもらうようお願いした。が、断られた。

パナマに頼んだけど、やりたくないって言われた。

結局交渉の結果、日本で身柄を拘束したのち、パナマに引き渡した。

この事件ののち、刑法3条の2が制定され、日本人が被害者であれば裁くことが可能となった。

→ただし、もし、フィリピン人がフィリピン人を殺して、その船が日本に来た場合は、どうしようもない。

普遍主義；刑法4条の2

「条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきもの」

※ここでいう条約とは、ジュネーヴ第3条約を指す。

Cf.ジュネーヴ第3条約は、権限ではなく義務を規定する点で異色。

→裁く義務を履行するため刑法4条の2が制定された

□刑法 4 条の 2 前 3 条に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第 2 編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

■ 1949 年ジュネーブ第 3 条約 (捕虜条約)

129 条「…各締約国は、…重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査する義務を負うものとし、…自国の裁判所に対して公訴を提起しなければならない。各締約国は、また、希望する場合には、…その者を他の関係締約国に裁判のため引き渡すことができる。…」

■海上航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約 (SUA 条約)

3(1)「不法かつ故意に行う次の行為は、犯罪とする。

- (a) 暴力、暴力による脅迫その他の威嚇手段を用いて船舶を奪取し又は管理する行為
- (b) 船舶内の人に対する暴力行為 (当該船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。)
- (c) 船舶を破壊し、又は船舶若しくはその積荷に対し当該船舶の安全な航行を損なうおそれがある損害を与える行為…」

6(1)「締約国は、次の場合において第 3 条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- (a) 犯罪が、…自国を旗国とする船舶に対し又はその船舶内で行われる場合…
- (c) 犯罪が自国の国民によって行われる場合」

6(2)「締約国は、次の場合において第 3 条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。

- (b) 犯罪の過程において自国の国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合
- (c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合」

6(4)「締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が(1)の規定…に従って裁判権を設定したいずれの締約国に対しても当該容疑者の引渡しを行わない場合において第 3 条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。」

SUA 条約

6 条 1 項は裁判の義務。2 項は裁判の権利。

6 条 4 項が普遍主義にあたる→引渡か訴追かの義務

政治的事情により引渡をしたくない場合に自国で裁くため、4 項が挿入された。

Q.仮に、アキレ・ラウロ号事件当時に SUA 条約が存在していたら、いずれの国が容疑者を訴追することが可能だろうか？

A. 6 条 2 項でアメリカ。旗国主義でイタリア。6 条 2 項でイスラエル。

Q.シーシェパード乗組員を海保は現場では拘束しなかった。その後、日本政府としてはどのような対応をすることが考えられるだろうか？

A.容疑者の所在する国に、6 条 4 項で引渡か訴追かの義務を負っているため、その義務履行を要求できる。実際にやってるしね。

<ケース・スタディ1：ソマリア沖海賊問題>

日本は、ソマリア沖海賊問題に対応するため、2009年6月、「海賊対処法」を制定し、「海賊行為をした者は、無期又は5年以上の懲役に処する」（3条1項）旨を定めた。（それまでは刑法上、海賊罪は存在しなかった。）他方、「海賊対処法」施行前から海上自衛隊はソマリア沖で護衛活動に入っているが、仮にその折に海賊を発見した場合には、拘束、処罰することは可能か？

【概要】

111件の襲撃があり、42隻が拿捕されている。日本の関係する舟も12隻攻撃されている。ソマリア沖の海賊はロケットランチャーとか重武装をしている。身代金要求で儲けている。

- A. 国際法上は可能だが、国内法が整備されていない限り、拘束・処罰は不可能。
- Q. じゃあ、なんらかの理由で、事後、そのソマリア人が日本に来た場合は？
- A. 場合によって異なる。日本人がかかわる場合なら傷害罪等で可能（先生は積極的属人主義って言ってたけど、それちがうよね？消極的属人主義だと思う）。
- Q. 仮に刑法4条の2ができていたとしたら？
- A. 無理。刑法4条の2では、条約で罰しなければならない義務の場合を考えている。海賊の拿捕は、権限を認めているにすぎない。

実際に処罰する際には、自由権規約の下、容疑者の人権にも配慮する必要がある。

→他の国に容疑者を引き渡す場合の注意点（海賊行為は、国際法上どの国でも裁判することができる。）

自由権規約7条の規定は、引き渡した先の国で違反行為が行われた場合、それが分かっている引き渡した国も規約違反とされる。例えば、ソマリアは内戦状態で政府が崩壊しているため、ソマリアに引き渡すと7条違反となる可能性がある。

※ちなみに、死刑制度のない国が、死刑制度のある国に引き渡した場合、自由権規約6条違反になった判例がある。6条は、容疑者の生命保護について規定）

→死刑のない西洋諸国は、容疑者を死刑にしないという条約を結び、ケニアに引き渡している。

→自国に連れて帰って裁判する場合の注意点

自由権規約9条3項にもあるが、国内法で逮捕から起訴までの時間などが規定されているため、ソマリアから連れてくる際には注意が必要。

また、自由権規約14条3項aで、十分に理解できる言語で様々な説明をしなければならない。

（ソマリアの言葉がこのレベルで喋れるのは、海上保安庁によると日本に1人しかいない←）

市民のおよび政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

7条「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。…」

9(3)「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官…の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。…」

14(3)「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

(a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。」

Q. ソマリア沖海賊の発生件数が多いことに照らして、今後どのような問題が生ずる可能性があるだろうか？

A. ケニアに引き渡して裁判、処罰してもらっていたが、あまりに件数が多く裁判の負担も、懲役を科す負担も大きくケニアがもうたくさんだ！と言った。

どの国も、なんとかしなければならぬと思いつつ、どうしようもないため、武器だけ没収をして釈放をしている。

→海賊をするリスクが低いいため海賊行為はなくなる。

11月17日

<ケース・スタディ2>

Lockerbie 事件

- ・アメリカの会社の航空機が爆破されてイギリスの Lockerbie に墜落した。
乗員・乗客が全員死亡し、地上の村人も十数名死亡。テロ。
- ・主たる関係国はアメリカとイギリス。
- ・容疑者は、2人のリビア人で、諜報員。現在、リビアにいる。

→米英はリビアに容疑者の引き渡しを要求したが拒否。

※モントリオール条約にアメリカもイギリスもリビアも入っている。

リビアは、自国での訴追を主張した。

■民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（モントリオール条約）

7条 容疑者が領域内で発見された締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には、…訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する義務を負う。…

Q.引渡か訴追か (*aut dedere, aut judicare*) の義務づけによって、いずれかの国で処罰がなされることを確保しようとする国際犯罪への対処方法にはどのような限界があるだろうか？

A.モントリオール条約の前提は、「犯罪をするのは個人である」。

しかし、この事件の場合、リビアの諜報員であるため、国家テロ。

その後の経過

米英が強く引き渡しを主張。

リビアは英米がモントリオール条約違反として国際司法裁判所に訴えた。

米英は安保理決議によって、リビアの2人を引き渡すことを決定。守らない場合は経済制裁を行うことを決定。

(↑国連憲章103条:国連憲章上の義務とほかの条約の義務が矛盾するために、国連憲章上の義務を優先する。)

リビアは妥協をした。第3国であるオランダに引き渡し、事件の発生したスコットランドの裁判官がオランダに出張してスコットランド法を使って裁判を行った。

1人は有罪で、1人は証明できずに釈放。

しかし、有罪の根拠になった証言もあいまいで、様々な問題はあった。

→引渡の方法に限界があるということで、国際刑事裁判所(ICC)が創設された。

<ケース・スタディ 3 : 免除 immunity> ~ 裁判権から免除を受ける人がいる

pinochet 事件

チリの元国家元首。軍事クーデターで地位を獲得。

反対する人をひそかに処刑したり暗殺したりしたという疑いがある。

Pinochet はイギリスで最先端の医療を受けようとした。

が、イギリス警察に逮捕された

(∵ スペインの引き渡し要求←在任中に暗殺された人はスペイン人も多かった。)

このとき pinochet は、自分は拘束される理由がないと主張した (免除)。

→ 結局、貴族院 (当時の最高裁) で、免除がないと判断された。

体調の問題もあり、スペインに引き渡さなかったけどね。

カダフィ事件

カダフィはリビアの国家元首。

ナイジェリア上空で飛行機を爆破。乗客のほとんどはフランス人。

遺族がカダフィを告発し裁判してもらうため、引渡の要請をフランスにお願いしていた。

→ 本当にカダフィを引き渡してもらい、裁判できるの？

フランス破産院で、免除が認められ、もし逮捕したとしても裁判できないと判断された。

ベルギー逮捕状事件

ベルギーが、当時のコンゴの外務大臣イエロディアに逮捕状をだした。

今後は内戦が続いており、この外務大臣は、戦争中に相手側を殲滅するよう焚き付けた。

→ コンゴは、国際法上外務大臣に免除があるとして、ICJ にベルギーを訴えた。

結果、コンゴが勝利し、ベルギーの逮捕状は撤回させられた。

Pinochet は現職ではないことを理由に免除がないとされた。

現職の人においても、国家元首と外務大臣以上にどこまで免除が規定されるかは不明確。

しかし、現職在任中の国家元首と外務大臣は確実に免除 = **人的免除**

例) ドイツの民間団体がイラク戦争の拷問の件で、ラムズヴェルド国防長官 (その他 CIA など) を告発。

検察官は起訴しなかったため裁判にはならなかったが、CIA や国防長官は免除を受けるのか？

国家元首は対外的に国家を代表するため免除。

外務大臣は、国家元首と同じ理由？それとも逮捕される恐れを持っていたら外遊 (= 仕事) できないから？

事項的免除 : 在任中に行った行為の中で、公務遂行における行為に関しては、退職後も訴追されない。

Pinochet 事件に関して。

イギリスの判決は日本の判決と違う。

日本だと、多数意見が書いてあり理由もはっきりしているが、

イギリスでは裁判官はそれぞれに自分の意見を書く。結論は多数決。

— 拷問は公務ではないため、免除はない

— 拷問は公務ではないと言い難いが、あまりにも人道に反する場合は免除を与えるべきではない

(= 事項的免除に例外を設けるべきだ)

ベルギーの法律では、

本人がいなくても裁判ができる

自国に関係なくても、人道上大きな問題がある場合、裁判することができる

→大量に告発が出る。

→処理が大変だし、外交上の問題が起こることも。

ベルギー逮捕状事件以後、刑法を改正し、「国際法に合致する範囲内で刑法を運営する」という条文を設けた。

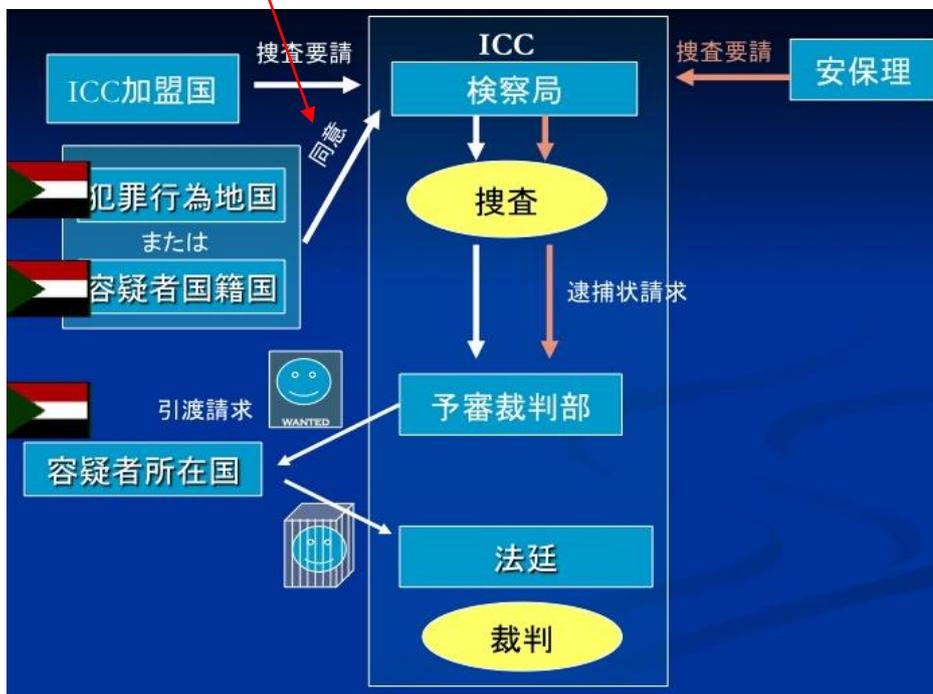
■ 国際刑事裁判所に関するローマ規程（ICC 規程）

27(1)「この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。…」

→免除なし。

ICC 加盟国の捜査要請か、自分で捜査をする場合のみ。

安保理の捜査要請に関しては、同意不要。



Q. 安保理は、スーダンのダルフル紛争中に行われた戦争犯罪・人道に対する罪について ICC に捜査を要請した。ICC 検察局は捜査の結果、スーダンのバシル大統領ほか数名について逮捕状を請求し、2009年3月予審裁判部は逮捕状発布を決定した。しかしながら、こうした動きに対しては、「実効性がなく、むしろ逆効果」との見解も寄せられている。それはどうしてだろうか。

ICC 規定に免除がなく、安保理の捜査要請に当該国の同意が必要ないことに批判がある。

A.最終的に身柄を引き渡してもらう必要がある。自ら出頭することはあり得ない。=実効性がない
むしろ、

ダルフル紛争のスーダン大統領を裁こうとしたら、国際社会がそんなにつらく当たるなら、協力する気はないとして、国民に対して様々な援助をする国際機関を排除した。

12月1日

III. 条約法

「二以上の国際法主体（国家間／国家と国際組織／国際組織間）によって文書のかたちで締結され、国際法によって規律され、国際法上の効果を生じる国際的な合意」

ex. 国家と国際組織の間では… 国際組織の施設をある国に設置するときとか。

注) 名前に条約と入ってなくても条約の機能を保持していれば条約。

2. 条約の成立

昔は、国王同士が、交渉・確定し、正文化。その後両国王が署名。両国に持ち帰り、批准されて効力を発揮する。批准は、送り出した代表団が、国王がどういう内容で条約を結べと命令したことに反する場合、王が批准をせず、発効しない。

→現在では多様化。

条約を結んでくるのは主に官僚。

批准するのは国会。

ただし、国会に通さずに効力を発揮する条約もある。←条約が大量にありすぎて全てを国会に通すのは非現実的。国会の承認が必要なもの(国会承認条約)と、必要ないものに分ける。

国会承認条約：法律事項、財政事項、政治的重要性←**大平三原則**（おおひらさんげんそく）

法律事項：条約を結ぶために法律整備が必要な場合

財政事項：財政支出を伴う場合

政治的重要性：そのまんま。ex. 平和条約など

イギリスは議会の批准が必要ない→why?

条約の効力が国内法の範囲にとどまる。もし、条約の効力を及ぼす必要があると思えば、法律を整備する。

3. 条約の効力

3-1 基本原則

合意は拘束する＝条約は第三者を益しも害もしない

■条約法に関するウィーン条約（条約法条約）

35 条 「いずれの第三国も、条約の当事国が条約のいずれかの規定により当該第三国に義務を課することを意図しており、かつ、当該第三国が書面により当該義務を明示的に受け入れる場合には、当該規定に係る当該義務を負う。」

36(1) 「いずれの第三国も、条約の当事国が条約のいずれかの規定により当該第三国若しくは当該第三国の属する国の集団に対し又はいずれの国に対しても権利を与えることを意図しており、かつ、当該第三国が同意する場合には、当該規定に係る当該権利を取得する。同意しない旨の意思表示がない限り、第三国の同意は、存在するものと推定される。…」

36(2) 「1 の規定により権利を行使する国は、当該権利の行使につき、条約に定められている条件…を遵守する。」

Q.米国は、ICC 規程の当事国ではない。米国は、世界中に展開している自国兵士に対して人道に対する罪等の容疑がかけられた場合、行為が行われた領域国の同意さえあれば、米国の同意なしに当該兵士が ICC によって裁かれる可能性があることについて、条約法が採用する同意原則に反している、と批判している。この米国の見解についてどう評価すればよいだろうか。

→アメリカは何も義務を課されていないはず。条約法条約の 35 項に関係ない。

ブッシュ政権時にはこの主張がなされていたが、政権交代後はしていない。

民法上の詐欺契約と違って、「だまされたんだから無効だ」と主張されることはない。

だって、だまされる国家ってどうなん？

3-2 留保 reservation

多国間で条約を結ぶとき、利害調整が難しい場合が多々ある。その場合に、条約に入る国の数を減らさないために使われるのが留保。

(1)留保の可否

国際連盟方式：全会一致で留保が認められた場合のみ、留保付きの国が条約に加入できる。

汎米方式：

A 国：x → y (A 国が x 規定を y のように変更するよう留保を付けた)

B、C、D 国：OK (x 規定で OK)

→B,C が A の留保を認めた場合、

B,C 国と A 国の間では、A 国の y 規定が使われ、

A,D 国間では条約関係はないものとする。

B,C,D 国の間では条約関係が結ばれる。

12 月 8 日

連盟方式、汎米連合方式それぞれの欠点は何だろうか。

それら欠点を克服するためにはどのような制度が考えられるだろうか。

国際連盟方式の短所→条約に入れる国が限られてしまう＝条約を作る意味がなくなる

汎米方式の短所→留保を申し出る国があまりに多かった場合、条約の内容が非常に煩雑になりうる
条約の一体性が失われる

実際に行われていることの方向性。

どのような手続きを経て留保を認めるかという手続き的な話を考えがちだが、実体的な面で解決策を模索する

ジェノサイド条約

ある民族・ある組織を全滅させようと考えて行われる犯罪がジェノサイド。(ex. 独のユダヤ人殺害)

自国でジェノサイドが起こらないように注意し、もし発生した場合は容疑者を速やかに逮捕するという条約。

ソ連や東欧諸国が留保を付けた。「当事国において条約の解釈をめぐる紛争が起きた場合は、ICJ の裁判によって解決するという」に対して留保が相次いだ。

留保をどのようにするか、国連総会で揉めた→ICJ に諮問した。

(ICJ の仕事は、国際的な事件を裁判することと、国際的問題について諮問する)

ICJ の回答：留保といってもどのような箇所に留保をつけるかで程度が変わる。もし、ジェノサイドを禁止するといふところに留保をつけられると条約の意味がない。だが、ソ連などの行った留保については、程度の軽いものであるので留保を認めてあげて、条約の根幹の規定を実現させるのが良いだろう。

(**両立性原則**：条約の趣旨と留保が両立するかどうか)

(2)条約法条約における制度

- ・全体に対して適用が必要な場合→留保を認めない(例は少ない)
- ・国際組織を設立する条約の場合(国連憲章)→当該機関が留保を認めるかどうかを決める
- ・その他→両立性原則で対応する

問題は、両立するかどうかを誰が判断する？

留保を付した国以外がそれぞれ判断する仕組みになっている。

→結局、解釈が分かれてバラバラになりうる。

A : $x \rightarrow y$ (8条)

B : OK

C : 黙示(1年)→黙示の受諾とみなす

D : 留保を認めないと判断

E : 留保を認めないと判断。強い異議を示す。

A=B, C : y

A=D : 8条を除いて条約成立

A=E : 条約なし

B=C=D=E : x

→これじゃあ複雑な汎米方式と変わらないじゃん！

原因は、両立性原則を一元的に判断する仕組みを作らなかったから。

Q「人権条約に対する留保について、条約法条約の制度で対応することは適切ではない」という見解がある。それはどうしてだろうか。

女性差別撤廃条約で、モルディブは、「イスラーム法(シャリーア)に抵触しない限り」という留保を付けた。他の国も反対する国は少なかった。

条約法条約では、両立性の判断が他の国にゆだねられ、関心がなければ黙示の受諾が成立しやすい。実際、すべての条約の留保をチェックするのは困難。

人権に関する条約では権利義務の関係は国と国民にあるのみ。他の国が留保をつけても自国に実害がない場合が多いため、留保が成立しやすい。

(ふつうの条約だと、相互的な権利義務関係が構築され、相手国が留保をつけたら自国が損害を被りうるためすぐに反発する)

規約人権委員会：自由権規約の解釈や運用に関して意見を述べる機関

人権条約における留保は不適切！

人権条約に対する留保については、規約人権委員会が判断する。 という一般意見を発表。

⇒加盟国のいくつかから強い批判がある。規約人権委員会にそんな権限はない！

実際、自由権規約の規定で認められた権限ではないしね。

一般意見に法的拘束力はないため、無視されてる感じ。

Q. 「条約の趣旨・目的と両立しない留保は無効であって、そのような留保を付した国は留保を付す前のオリジナルの条約規定に拘束される」という考え方について論評してください。

欧州人権裁判所：ヨーロッパ人権条約で規定。加盟国を法的に拘束する判決を下せる。

実際、上のような見解を発表した。

留保をつけることを条件で、条約に入る意思を示した国に、留保前の条約規定に拘束することは、国の同意しない範囲まで条約で規定することになる。条約の基本原則である、契約自由の原則に反することになる。

留保の可分性：留保を付すことと、条約に入ることが分けられるか？

→両者は分離して考えるべきだ。

Belilos 事件

Belilos(←ヒト)がスイスで逮捕された。罪状は、無許可でデモに参加した。スイスでは、一定の犯罪では第二審にあたる所は、司法組織ではなく行政組織(警察委員会)が判断をする仕組みになっていた。

これに対し、Belilos は、「身体の拘束は独立の公平な裁判所で行われる」とヨーロッパ人権条約に書いてあることを根拠に、反発した。だが、スイスはこの条文に留保を付し、「最終的に裁判所が判断すればよい」と変更していた。

欧州人権裁判所は、この留保はダメだという判決を出した。

スイスは、これに従って制度を改めたからよかったものの、判決自体には大きな問題が含まれている。

12月15日

ロウル・ケネディ事件

トリンダード・トバゴで殺人容疑をかけられ、死刑判決。

逮捕から裁判までの手続きに人権侵害があったと主張した。

—身柄を拘束されてから5日間、何の容疑で拘束されたのかを告げられなかった。

—拘束されてから6日間、裁判所などの司法の介入がなかった。司法の場に連れて行かれなかった。

(日本だと身柄拘束から48時間以内に検察に送り、72時間以内に裁判所に書類を送る必要。)

—裁判が非常に遅延した。

—殺人罪が必ず死刑と決められているのはおかしいのでは。

トリンダード・トバゴの刑法上は問題ないため、自由権規約の規約人権委員会に訴えた。

自由権規約に加えて自由権規約選択議定書があり、これに加入すると個人通報制度がある。

個人通報制度：人権侵害を受けたと主張する個人が、国内で救済を得られない場合、人権委員会に通報し審議してもらえる。

トリンダード・トバゴは選択議定書に入っており、個人通報制度も認めていたが、死刑制度に関しては通報制度を受け入れないという留保を付していた。

→規約人権委員会が扱えるかどうかの問題に。

→トリンダード・トバゴが付した留保は自由権規約と相容れないため、留保が認められないとした。

そのうえで、自由権規約に則って死刑に関する審議を受けねばならないとした。

(留保の可分性を認めなかった)

→トバゴは反発し、自由権規約から脱退した。

これ以降は、死刑に関係しない人権侵害でも個人通報制度が使えず、人権の保護とは矛盾する結果に。

ちなみに、日本は自由権規約に入っているが、選択議定書には加入していない。

b/c 最高裁まで行って確定判決が出た後、規約人権委員会でそれが覆るような判決が出た場合、どうするかという整理がついていない。確定判決を覆すような国内法が整備されていない。

規約人権委員会には法的拘束力がないけど、無視はできないしね。。。

欧州人権規約の欧州人権裁判所には法的拘束力がある。

例えばフランスは、国内で確定判決が出ており、かつ欧州人権裁判所で反対の判決が出たら、国内の確定判決を見直すという国内法が整備されている。

4. 条約の解釈

■ 条約法に関するウィーン条約（条約法条約）

31(1) 「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」

31(2) 「〇〇条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほか、次のものを含める。

(a) 条約の締結に関連してすべての当事国間でされた条約の関係合意

(b) 条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であつてこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの」

31(3) 「文脈とともに、次のものを考慮する。

(a) 条約の解釈又は適用につき当事国間で後にされた合意

(b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの

(c) 当事国間の関係において適用される国際法の関連規則 …」

32 条 「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。

(a) 前条の規定による解釈によつては意味があいまい又は不明確である場合

(b) 前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」

31 条 3 項 b : 後からの実行 subsequent practice

ex. 国連憲章 27(3) 「…安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む 9 理事国の賛成投票によつて行われる。…」

常任理事国の 1 つが欠席 or 棄権。非常任理事国のうち 5 か国以上が賛成した場合、成立するかどうか。

→ 条文通りに解釈すると、常任理事国のすべての同意がないためダメなように思える

しかし、実行としては、反対票を投じなければ OK として成立させてしまう。

(棄権をアウトにすると冷戦期にはほとんど決定がなされなくなってしまう)

Q. 1949 年ジュネーブ第 3 条約（捕虜条約）22 条は、「捕虜は、衛生上及び保健上のすべての保障を与える地上の建物にのみ抑留することができる」と定める。フォークランド紛争時に英国は 1 万人の捕虜を捕捉した。ところが捕虜用テントを運搬していた船舶が沈没したため、英国は引渡しまでの間、フォークランド領海に停泊中の各種船舶に捕虜を抑留することにした。英国の措置は、捕虜条約 22 条に照らして合法だろうか？

→ 「地上の建物」とあるが、条約の趣旨は、「衛生上及び保健上のすべての保障をあたえる」ことにあり、そのためには地上の方が良いと考えられ、この条約が使われたが、この場合は船舶に抑留したほうが捕虜の保護に有益であるため、合法であるだろう。

実際に、イギリスはこのように判断した。国際赤十字委員会も賛同し、他の国からの批判もなかった。

Q. 難民の地位に関する条約（難民条約）および議定書上、難民とは「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができない者…」をいう（1条）。難民条約 33 条は「締約国は、難民を、…人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない」と定める（non-refoulement 原則）。

今、チェコから渡航するロマによる大量の難民申請に対処するため、英国は 2000 年の Immigration Order において次のように定めるとともに、チェコと条約を締結し、2001 年 7 月からプラハ空港に時折英国の入国管理職員を派遣していわゆる「Pre-entry clearance」を実施した。

"An Immigration Officer, whether or not in the United Kingdom, may give or refuse a person leave to enter the United Kingdom at any time before his departure for, or in the course of his journey to, the United Kingdom..."

英国の措置は難民条約上、合法だろうか。

→国籍国の外にいるわけではないので、“難民”ではないとイギリスは主張。

難民の保護は手薄。難民を受け入れる義務は条約がなく、33 条に規定があるのみ。

他の国もイギリスに対して批判はない。イギリスに行かなくても他の国に逃げることもできるしね。

cf.

たくさんの人々が、ハイチからアメリカに船で逃げてきた。

アメリカは船を出して追い返し、アメリカの領海に入れなかった。

この場合、この人たちは、ハイチの国外に居るため、難民の定義には当たる。

→この事件に対する見解は分かれる。

ーアメリカは自国に入れないようにしただけであつて、ハイチに追い返したわけではないため問題ない。

ー事実上、アメリカに入れなければハイチに戻るしかないため、追い返したに他ならない。

実際は、アメリカが洋上で何をやったのかが定かでないため、追及できなかった。

Q. EC は遺伝子組替（GMO）製品の安全性はまだ不明確であるとして、米国、カナダからのこれら製品の輸入を禁止した。これに対して、米／カナダ両国は、関連する WTO 協定（SPS 協定）上許されない輸入制限であるとして EC を WTO パネルに提訴した。パネル手続において、EC は、SPS 協定の解釈にあたっては、「関連規則」としてバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を参照すべきであると主張した。

(1) EC のみがカルタヘナ議定書に加盟している場合

(2) EC および米国／カナダの紛争当事者がカルタヘナ議定書に加盟しているが、他の SPS 協定当事国の中にはカルタヘナ議定書に加盟していない国が存在する場合

のそれぞれについて、SPS 協定の解釈にあたりカルタヘナ議定書を「関連規則」として参照しうるだろうか。

SPS 協定には、遺伝子組み換え製品は、輸入制限をかけられるとは書いていなかった。

A.

(1)アメリカ・カナダはカルタヘナ議定書に入っていないため、参照できるはずがない

(2)実際は(1)のケースだった。

パネルの判断は、全当事国がカルタヘナ議定書に入っていない場合、条約法条約 31 条(2)に照らし合わせて関係文書として認められないとした。

→しかし、これには批判がある。実際として、ある条約に加盟している国が、別の条約にもすべて入っているという場合は少ない。

→パネル側の見解としては、すべての条約締結国が別の条約に入っておらずそれを当事国で関係文書とすると、同じ規定にもかかわらず解釈が異なってしまうため、条約の解釈としては不適切でないか。

→バラバラになるのは留保の話についてもそうだし、珍しくないため、大きな問題ではない。

条約に締結する特定の二か国間で解釈や運用を規定するのは、他の国に波及しなければ問題ない。

12 月 22 日

A 国人 x は、A 国において迫害を受けているとして B 国で難民申請をなしたが、迫害を受けていたことが立証されていないとして不認定処分を受けた。x は、難民不認定処分の取消を求めて提訴し、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 作成の『難民認定ハンドブック』に基づいて、立証できない陳述であってもある程度の信憑性があるときには申請者の利益になるように解すべし、といういわゆる「灰色の利益 (benefit of the doubt)」論を採用すべきであると主張している。国際法上、x の主張をどう評価すべきか。

迫害されている難民の人が裁判の時、自分の主張を自分で立証するのは厳しいんじゃないかという理由から UNHCR が「灰色の利益」論を採用している。

条約をどういう意図で結んでいるかを見て解釈する

→『難民ハンドブック』は条約締結国の意思を確認できるわけではないので、基づかなくてもよいと考えられる。

意思を確認できる場合のみ、適用すべき。

国内であれば法律を作った国の意図、国際であれば条約を結んだ国の意思を確認すべき。

条約の締結国など、その条約が作られたところに立ち戻って条約の解釈をする。

IV. 国際紛争の処理

1 国際司法裁判所(ICJ)

二つの手続き

- ・ **争訟事件** : 国家同士が国際的な紛争について争う事件

↑ 法的拘束力のある判決が出る

- ・ **勸告的意見** : ある国際組織が自分の活動の中で生じた問題について、ICJ に意見を聞く

↑ 強制はないが、国際機関が自発的に諮問しているため従う。

各国から判事が選出される(安保理と総会で選挙があつて両方で当選するとされる)

(1) **管轄権**(裁判所において)：裁判所がある事件を審議して判決を出す権利

ICJには強制管轄権がない＝誰かが訴えたところで相手側が出頭する義務はない

- **compromis**による**合意付託**：紛争が起きた際に当事者が合意してICJに判断をゆだねる
 compromise：当事国がICJへの付託を合意する際の文書のこと
- **応訴管轄** *forum prorogatum*：どちらかが一方的に訴え、相手側がそれに応じた場合
- 条約中の裁判条項選択条項：条約で紛争が起きたらICJに付託することが定められているとき
 紛争の発生前に合意が成立している点に特徴がある
- **optional clause** 受諾宣言
 ：ICJ 規定 36 条 2 項(選択条項 **optional clause**)

ICJ 規定の当事国は自分が訴えられた場合には、裁判に応じると宣言することが出来る

問題点①

加盟している国が少なく、宣言している国も様々な条件を付している

→条件にあてはまるかどうか問題になってしまう

例)ノッテボーム・ルール事件

グアテマラは、受諾宣言をした。留保として、5年間の時限的なものにすぎないとした。(1947)

グアテマラが敵国ドイツ出身の人から財産を取り上げるという法律を制定しようとした。

ノッテボームは、それを察知し、急いでリッヒテンシュタインの国籍を取得。

だが、グアテマラはノッテボームに対して、財産没収を実行した。

リッヒテンシュタインは、自国の国民としてノッテボームを守るためICJに訴えた。(1951)

提訴していたが、グアテマラの受諾宣言が切れてしまい、裁判を打ち切るよう主張した。

→結論としては、裁判管轄権が成立するとICJが判断。提訴時での状況で判断するとした。

問題点②

相互主義

“同一の義務を受諾する国との関係において”ICJの選択条項は成立する。

例1)

ノルウェーは、国債を期間が過ぎた金と交換するという条件で売り出していた。だが、それをノルウェーは突如停止した。ノルウェー公債の金兌換停止が国際法違反であるとして、フランスがノルウェーをICJに提訴した。フランスは、「フランスが自国の国内管轄事項と判断する事項に関する紛争を除いてICJの強制管轄権を受諾する」旨の宣言をしていたため、ノルウェーは相互主義に基づいて、「本件はノルウェーの国内管轄事項と考えるため、ICJの管轄権は成立しない」と主張している。

この事件について、ICJの裁判管轄権は設定しうるだろうか。(→1957ノルウェー公債事件)

→成立しない。同一の義務が成立しているとは言えない。

その後、フランスの留保自体も問題になる。

「自国の国内管轄事項」とだけ留保があれば国内問題にあたるかどうかICJで議論できるためよかったのに、国内管轄事項かどうかはフランスが判断するため、この留保を用いてフランスが訴えた国に逃げられてしまう。意味なし！

というわけで、留保を取り消した。

後日談として、その後核実験の問題でICJで負け、そもそも宣言を撤回してしまった。

例2)

カナダは ICJ の強制管轄権受諾宣言をしていたが、1994/3/10、「"disputes arising out of or concerning conservation and management measures"を受諾対象から除外する」旨の留保を当該宣言に追加した。3/12、200 カイリ以遠における外国漁船を資源保存目的で拿捕しようとする「沿岸漁業法」を制定したカナダは、翌年、カナダ沖 245 カイリで漁業を行っていたスペイン船 *Estai* 号を同法違反の容疑で拿捕した。(←ギリギリ漁業をいつもされてたんだよね)これに対してスペインは、拿捕は「旗国主義に反する」としてカナダを ICJ に提訴した。この事件について、ICJ は裁判管轄権をなしうるだろうか。(→1998 スペイン対カナダ漁業管轄権 (*Estai* 号) 事件)

カナダは、訴えられるにきまつてるから留保を付したのは見え見えだが、裁判管轄権は認められなかった。

そもそも強制管轄権受諾宣言は、強制的なものではない。留保に関してもその国の自由のはず。

この留保はカナダだけが適応され、確信犯的なものであるから、かえってどう解釈してもこの事件において強制管轄権を受諾しないという意味としか考えられない。

→その後、話し合いで解決した。スペインは、EEZ ギリギリで乱獲することのないよう漁船を管理し、カナダは拿捕をしないという結論になった。

(2)受理可能性 admissibility

管轄権はあるにもかかわらず、別の理由で裁判を受理できないという可能性がある。

●政治問題の抗弁

米国はニカラグアの反政府ゲリラ(コントラ)に対して資金・兵站支援や軍事訓練等を行っていた。こうした米国の行為が武力行使禁止原則(コントラを通じてニカラグアを攻撃)や不干渉原則に反するとして、ニカラグアが米国を ICJ に提訴すると、米国は「この問題は高度に政治的であるし、現在国連安保理で討議中であるので、司法判断にはなじまない」として、事件の受理可能性を争った。ICJ は事件を受理して裁判を行うべきだろうか。

(→1986 年ニカラグア事件)

→ICJ は受理可能だとした。あらゆる紛争は政治的な側面を含んでいるため、政治性を理由に判断できなくなることはない。ICJ はあくまで、法的な側面について判断するとした。

● 事件性/ムートネス mootness の法理

オーストラリアとニュージーランドは、フランスによる大気圏内核実験の違法性確認と実験中止命令を求めて ICJ に訴えを提起した。裁判所手続進行中に、フランス大統領は「フランスは、大気圏内核実験を以後行わない」旨の発表を記者会見で行った。こうしたフランスの宣言を受けて、ICJ としては裁判の打ち切りを決定すべきだろうか。

(→1974 年核実験事件)

※フランスの宣言は法的拘束力を持つと考えられる。前言撤回などは不可能。

→非常に意見が割れた。

事件性がもはやないので続ける意味がないとした方が多数だったが、

違法性の確認と実験の中止の両方が裁判の意味だから、違法性の確認をきちんとするべきだという意見も多かった。

多数意見では、違法性の確認は実験の中止を求めるための手段に過ぎないと判断したため、打ち切りすべきと判断した。

1月12日

● 原告適格 *jus standi*

南アフリカは、国際連盟と結んだ委任統治協定に基づいて南西アフリカ地域の統治を委任されていたが、同地でアパルトヘイトを行っていた。このような統治は、住民の福祉の向上に資する統治を義務づける委任統治協定に反しているとして、エチオピアとリベリアが南アを相手取ってICJに提訴した。ICJは本件について判断を下すことができるだろうか。

(→1966年南西アフリカ事件)

国際連盟のとき、委任統治

国際連合になると、信託統治として条約を結びなおした。

だが、南アフリカは、信託統治協定を結ばず南西アフリカ（現ナミビア）を併合しようとしていた。

エチオピアもリベリアも国際連盟加盟国。

それを根拠に提訴できる？

もし加盟国が提訴できないなら、誰も提訴できない。

この場合、南西アフリカは国ではないため、その住民も訴えられない。

これは人権条約にもあてはめられ、自国民の人権を侵害する国を、同じく人権条約に加盟する国が訴えるのはアリなんじゃない？

だとすると、提訴できるとした場合のデメリットは？

(→内政干渉にあたる？

命令的・強制的に関与することが、内政干渉。この場合は当たらない。)

→自国に利害がある場合でなければ、別の政治問題に関心がいき、肝心の人権問題がないがしろになる。

もし真剣にならずに、訴訟戦略が悪く裁判に負けてしまえば、人々が救われることはない。

→誰でも訴えてもいいなら、誰の訴えを受け付ける？

一番最初に来た訴えを受け付けるの？でも時間的な速さを合理的理由として捉えるの？

後から訴えた国の方が訴訟戦略が優れているかもしれない

⇒ICJの判断としては、エチオピアとリベリアに不利益がなく、不利益があるのは国際連盟という組織だとして、裁判を受け付けなかった。

しかし、この判決後、それなら誰も提訴できないじゃん！どうするの？っていう議論が活発になった。

その後、不利益を被っていない国がICJに訴えたことがないため、ICJの立場が変わったかどうか不明。

聞き流してくれればいいケース。

スペインの子会社が、スペインの違法行為で倒産した。

本社のあるカナダは訴えなかったが、その会社の株のほとんどを持っていたベルギーが訴えた。

ICJは、これを受け付けず、あくまで本社のあるカナダが訴えるべきとした。

ただし、「この件は経済的な利益にすぎないが、アパルトヘイトや人権侵害のような問題では全ての国が legal interest を持つ」と述べている。

→この文章が、ICJが人権問題をあらゆる国が訴えられると方針を変えたのかどうかは議論がある。

● 第三国の利益

ポルトガルの植民地であった東ティモールは、軍事進出したインドネシアによって1976年から占領されていた。1989年、オーストラリアとインドネシアは東ティモール南部の大陸棚開発について条約を締結した。東ティモールの施政国たるポルトガルは、施政国としての権限と東ティモール人民の自決権・天然資源に対する恒久主権が侵害されたとしてオーストラリアをICJに提訴した。ICJは本件について判断を下すことができるだろうか。(→1995年東ティモール事件)

インドネシアは強制管轄権を受け入れていないため、訴えても裁判はできない。

オーストラリアは強制管轄権を受け入れているため、この裁判自体はできるが、もしこのまま裁判をした場合、「東ティモール人民の権限」が判断されるため、オーストラリアのみならず、インドネシアの侵略行為を判断に含んでしまう。

このため、ICJは訴えを受理しなかった。

ナウルは、国際連盟の委任統治制度および国連の信託統治制度のもと、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド三国の共同統治下におかれていたが、1968年に独立を果たした。ナウルのほぼ唯一の収入源はリンの産出であったが、1990年代には枯渇したとされる。ナウルは、委任/信託統治下でリン鉱石が乱開発されたとして、委任/信託統治協定違反や自決権侵害を主張してオーストラリアをICJに提訴した。ICJは本件について判断を下すことができるだろうか。(→1992年ナウル燐酸事件)

ICJは受理した。東ティモールの件では撥ね付けたのにね。

もし仮に、オーストラリアが違法開発したと認めたとしても、イギリス・ニュージーランドが乱開発したとは認められない。共同統治といっても地域に区切って統治していたため、オーストラリア以外の土地で乱開発が行われたかどうかは問われない。

国内での裁判の場合、従わなかったら国が強制力を持って従わせてくれる。

だけどICJだったら？

→ICJの条文には一切記述がない。

国連憲章に関連する条文がある。(94条)

94条1項

国連加盟国は、事件の当事者であればICJの判決に従う

94条2項

事件の一方の当事者が裁判所の与える判決に基づいて、大きく履行しないときは、安全保障理事会に訴えられる。安保理は必要と認めるときは判決を守らせるために勧告し、または取るべく措置を決定することが出来る。

→これは、安保理が国内における強制執行力を持っていると解釈できるかな？

「必要と認めるときは～できる」とあるため、必ず安保理が対応してくれるかどうか分からない。

この点で国内の強制執行力とは異なる。

安保理は、国際平和を目指す機関であって、法の秩序を維持することが目的ではなく、判決内容が国際平和や人権問題に寄与しなければ安保理は動かない。

1月19日

2. 紛争解決手続の増大と国際法の「断片化 fragmentation」

- ・ 国際海洋法裁判所 (International Tribunal for the Law of the Sea; ITLOS)
 - － 海洋法のみを扱う
- ・ 旧ユーゴ国際刑事裁判所 ICTY、ルワンダ国際刑事裁判所 ICTR、国際刑事裁判所 ICC
 - － 国際刑事法に則って、戦争犯罪など個人を裁く
- ・ WTO (世界貿易機関) 紛争処理手続
 - － パネルに訴えて、不服があれば上級委員会に訴える。
 - － パネルに訴えが来ると、全加盟国が参加する会議が開かれて1国でも賛成する国があれば審議が始まる(ネガティブ・コンセンサス)
 - ＝ 訴えた国も投票するため、ほぼ自動的に裁判が始まる
- ・ EU 裁判所
- ・ 欧州人権裁判所
 - － 人権侵害を受けた個人が、国を訴えることが出来る。
- ・ 各種仲裁裁判

たくさん裁判所ができちゃうのは問題なのではないか？ = 断片化の問題

→ 同じ問題でも裁判所によって判断が異なる可能性がある

例1) ニカラグア事件

ニカラグアは社会主義政権で、コンドラ (ゲリラ) と対立していた。

アメリカは冷戦下でコンドラを支援していた。

これは、アメリカが内政干渉して武力攻撃を行っているとして、ニカラグアがアメリカを ICJ に訴えた。

→ コンドラが行っている行為はアメリカの行為？ (行為の国家への帰属)

effective control

この場合、アメリカの支援の中身が、武器を与えたり、兵士の教育などであり、兵士に対して具体的な行為を指示したわけではないため、アメリカに帰属しないと判断された。

例2) Tadic 事件

ボスニアと仲の良くない新ユーゴが、ボスニアのゲリラ VRS を支援していた。

ボスニアは ICTY に新ユーゴを訴えた。

Overall control

VRS の行為は新ユーゴに帰属するとした。

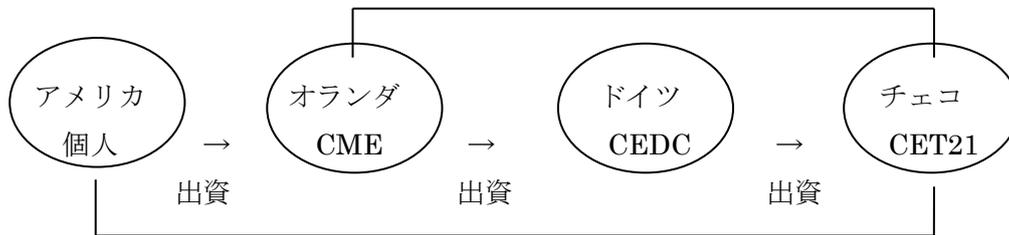
この時、ICTY は ICJ の判断は間違っていると主張した。

このように、同じ構図の問題に関して、判断が分かれてしまう。

分かれても構わないのでは？という人もいる

- ・最終的にどちらの判断が正しいかというのは、国家実効によって決まる。
- ・一つの裁判所で一意的に判断が下されるより、いろんな判断が下される可能性が有る方が、自分の裁判所の判決に対してきちんと理由付けを示すようになり、むしろ望ましいのではないか。

この場合は、違う問題に関して判断が分かれたが、まったく同じ問題に関して判決が分かれたら？



チェコで放送するためには、チェコ政府のライセンスを受ける必要がある。

CET21 という会社が、ライセンスを申請して許可を受けた。

CET21 は、ドイツの CEDC が出資した企業だった。(実質的に支配している)

当初は、チェコ政府は出資に気づいておらず、許可を出したのちに発覚。

政府は、CEDC からこれ以降ドイツ企業からの出資を受けないよう指導した。

しかしこの措置を、ドイツの CEDC に出資しているオランダの CME が問題視した。

オランダとチェコの間には、二国間投資協定がある。その協定では、お互いの国に行っている投資に関しては仲裁で解決するとしている。

で、結果、チェコが損害賠償することになった。

しかし、オランダ CME に出資するアメリカ人は、アメリカ・チェコ間で同じ二国間投資協定を結ぶにも関わらず、敗訴した。

(結局は、アメリカ人と CME は、どちらかが勝てばいいのでいいんだけど…)